

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

監査対象機関

○監査公表五件

福島県監査委員

監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。
平成19年5月11日

福島県監査委員 音高 純 夫
福島県監査委員 高野 宏 之

- 1 監査実施期間 平成19年2月6日～平成19年3月7日
 - 2 監査対象機関 公所75箇所
 - 3 監査の結果
監査は、平成18会計年度の財務に関する事務について実施した。
- (1) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
原子力等立地 地域振興事務所	平成19年3月7日	渡部 勝博 音高 純夫	書面監査	平成19年2月7日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
消防防災航空 センター	平成19年3月7日	青木 稔 音高 純夫	書面監査	平成19年1月31日
原子力センター	平成19年3月7日	渡部 勝博 音高 純夫	書面監査	平成19年2月14日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
中央児童相談 所	平成19年3月7日	渡部 勝博 高野 宏之	書面監査	平成19年1月31日
浜児童相談所	平成19年3月7日	渡部 勝博 音高 純夫	書面監査	平成19年2月8日
食肉衛生検査 所	平成19年3月7日	青木 稔 音高 純夫	書面監査	平成19年1月30日
障がい者総合 福祉センター	平成19年3月7日	渡部 勝博 高野 宏之	書面監査	平成19年1月31日
希望ヶ丘ホー ム	平成19年3月7日	渡部 勝博 音高 純夫	書面監査	平成19年2月13日
喜多方しのの め荘	平成19年2月7日	青木 稔 高野 宏之	実地監査	平成19年1月11日
若松乳児院	平成19年2月7日	青木 稔 高野 宏之	実地監査	平成19年1月11日
福島学園	平成19年3月7日	渡部 勝博 音高 純夫	書面監査	平成19年2月2日
郡山光風学園	平成19年3月7日	青木 稔 高野 宏之	書面監査	平成19年2月9日
大笹生学園	平成19年2月6日	渡部 勝博 音高 純夫	実地監査	平成19年1月11日
精神保健福祉 センター	平成19年3月7日	渡部 勝博 音高 純夫	書面監査	平成19年2月2日
環境医学研究 所	平成19年3月7日	渡部 勝博 音高 純夫	書面監査	平成19年2月2日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。
指導事項

・ 賃金の支給に適切でないものがある。

〔事実〕

1 臨時技術補助員Bに係る基本賃金、通勤手当加算賃金、休日勤務割増賃金及び深夜勤務割増賃金の支給について、不足支給又は過支給となっている。

(1) 基本賃金について、平成18年12月分の単価を誤り、また、平成18年9月分及び平成18年12月分の勤務日数を誤って支給したため、不足支給となっている。
正当支給額 323,550円 既支給額 307,440円 不足支給額 16,110円

(2) 通勤手当加算賃金について、往復距離を基に算定し、また、平成18年9月分及び平成18年12月の通勤日数を誤って支給したため、過支給となっている。
正当支給額 59,064円 既支給額 115,920円 過支給額 56,856円

(3) 休日勤務割増賃金及び深夜勤務割増賃金について、平成18年12月分の単価を誤って支給したため、不足支給となっている。
正当支給額 26,825円 既支給額 26,567円 不足支給額 258円

2 臨時技術補助員Cに係る基本賃金及び通勤手当加算賃金について、過支給となっている。

(1) 基本賃金について、平成18年12月分の勤務日数を誤って支給したため、過支給となっている。
正当支給額 220,920円 既支給額 231,440円 過支給額 10,520円

(2) 通勤手当加算賃金について、往復距離を基に算定し、また、平成18年10月分の通勤日数を誤って支給したため、過支給となっている。
正当支給額 33,784円 既支給額 62,816円 過支給額 29,032円

〔是正・改善等の意見〕

賃金の支給に当っては、チェック体制を確立し、関係規定に基づき適正に行うこと。

(大笹生学園)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・ 旅費の支払時期が3か月以上遅延している。(浜児童相談所)

・ 月毎に調定すべき短期入所利用者負担の実費相当分について、3か月分をま

とめて調定している。(大笹生学園)
・ 通勤手当が、過支給 (21,600円) になっている。(大笹生学園)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
郡山高等技術専門学校	平成19年2月6日	渡部 勝博 音高 純夫	実地監査	平成19年1月11日
浜高等技術専門学校	平成19年2月8日	渡部 勝博 音高 純夫	実地監査	平成19年1月11日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・ 住居手当が、過支給 (24,000円) になっている。(郡山高等技術専門学校)

- 検討事項としたものは下記のとおりである。

・ 職業能力開発校授業料の免除に係る取扱いに検討を要するものがある。

平成17年度において職業能力開発校条例の一部改正があり、平成18年度以降の高等技術専門学校入学者は授業料を納めなければならないこととなったが、経済的理由など一定の要件に該当する場合には、申請に基づき授業料を免除することができるとされ、同条例施行規則において免除に関する取扱いが定められた。

施行規則に定める授業料の免除に関する規定には、その取扱いに整合性又は適切を欠くものが見受けられることから、その是正について検討を要する。

1 授業料の免除申請において、施行規則第13条第2項及び高等技術専門学校授業料徴収等事務処理要領(以下「要領」という。)第6、5の規定により学費負担者の経済状況調査に市町村長が発行する所得証明書及び課税証明書等を添付して提出することとされているが、施行規則第14条において授業料の免除を受けた者が、引き続き次の納入期限の授業料を同一の理由により免除を受けようとするときは、施行規則13条第2項に掲げる書類の提出を要しない旨規定している。

施行規則第14条の規定は、学費負担者の直近の状況に基づき免除の要否を判断するという免除の趣旨に照らし妥当性に疑問があり、また、前期分の授業料については前々年所得が基準額を超えているため免除

に該当しないが、前年所得が基準額以内であるため後期分授業料は免除に該当するようなケースとの判断基準の統一性に欠けること、さらにこの規定と要領第6、5に定める申請に添付すべき書類の取扱いが相反するものであることから運用解釈に混乱を生じる懸念があり、これら諸規定の整合性を確保し、負担の均衡と制度運営の公明性を高めるため、検討を要する。

2 施行規則第12条第2項第3号の「特に授業料を免除する必要があると認められる場合」の要件を定めた要領第5、2、三、アにおいて、「地方税法第295条第1項第2号により市町村民税が非課税の場合」としており、この税法の規定では障害者など一定の人的要件の範囲を定め、さらに「前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く」とされているが、要領第6、5の表第3段において、前期分申請における添付資料は前年度（表記は前々年度）の証明書としており、この間の整合性がとれていない。

3 要領第6、5に定める添付資料のうち、所得証明書及び課税証明書は年度の年度特定に以下のとおり誤りがある。

- (1) 前期分（4月申請）
 (申請時期) (正誤) (年度表記)
 誤 (現行) 前々年度の証明書
 正 前年度の証明書

- (2) 後期分（10月申請）
 (対象となる所得) 前年度の証明書
 申請年度の3年前の所得 申請年度の2年前の所得
 申請年度の2年前の所得 誤 (現行) 当該年度の証明書
 正

*個人の場合、平成17年分の所得に対し、市町村民税は平成18年度の課税となる。

4 施行規則第13条における他の引用条項の特定に誤りがある。
 (浜高等技術専門学校)

(5) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
水産種苗研究所	平成19年2月8日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成19年1月12日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 教育庁

対象機関	実施年月日	担当監査委員			実施方法	職員調査年月日
福島商業高等学校	平成19年2月6日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成19年1月16日	
福島明成高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	音高 純夫	書面監査	平成19年1月30日	
福島北高等学校	平成19年2月6日	渡部 勝博	音高 純夫	実地監査	平成19年1月16日	
福島南高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月2日	
梁川高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月1日	
安達高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月8日	
二本松工業高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月13日	
本宮高等学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月1日	
安積高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月2日	
郡山商業高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月2日	
あさか開成高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月6日	
須賀川高等学校	平成19年2月6日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成19年1月16日	
須賀川桐陽高等学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月1日	
光南高等学校	平成19年2月6日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成19年1月12日	
埼玉工業高等学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月7日	
棚倉高等学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月8日	
田村高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月6日	

会津高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月14日
会津工業高等学校 会津第二高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月14日
喜多方東高等学校	平成19年2月7日	渡部 勝博	音高 純夫	実地監査	平成19年1月16日
喜多方商業高等学校	平成19年2月7日	渡部 勝博	音高 純夫	実地監査	平成19年1月12日
喜多方工業高等学校	平成19年2月7日	渡部 勝博	音高 純夫	実地監査	平成19年1月16日
猪苗代高等学校	平成19年2月7日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成19年1月11日
会津農林高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月13日
磐城高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月8日
磐城桜が丘高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月7日
平工業高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月7日
いわき光洋高等学校	平成19年2月8日	渡部 勝博	音高 純夫	実地監査	平成19年1月12日
湯本高等学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月14日
小名浜高等学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月15日
磐城農業高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月9日
好間高等学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月9日
遠野高等学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月13日
富岡高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月1日
双葉翔陽高等学校	平成19年2月8日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成19年1月12日
相馬東高等学校	平成19年2月8日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成19年1月16日

原町高等学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月6日
小高商業高等学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月9日
小高工業高等学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月13日
郡山萌世高等学校	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	書面監査	平成19年2月6日
盲学校	平成19年3月7日	青木 稔	音高 純夫	書面監査	平成19年1月31日
郡山養護学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月9日
あぶくま養護学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	高野 宏之	書面監査	平成19年1月30日
西郷養護学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月14日
富岡養護学校	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	書面監査	平成19年2月6日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 前渡資金の精算手続に適切でないものがある。

「事実」

常時資金として資金前渡を受けた使用料及び賃借料について、精算がなされていない。

資金前渡年月日	平成18年6月16日
資金前渡額	5,000円
払出年月日	平成18年6月19日
払出額	1,100円
精算額	3,900円

「是正・改善等の意見」

前渡資金の精算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

(二本松工業高等学校)

- ・ 歳入の調定事務に適切でないものがある。

「事実」

1 1年生Aの授業料の前納申出が平成18年6月にあった際に、本来は前納分に係る歳入調定を行うべきところ、7、8月分の調定以降、調定控

除数として算定しながら、19年2、3月分までの9か月分86,400円の歳入調定を行っている。

2 授業料免除決定者について171,600円の減額調定を行っている。

(1) 平成18年4月14日付け免除決定者Bほか10名及び4月20日付け免除決定者Cほか1名についての4月分の授業料 123,600円

(2) 平成18年4月21日付け免除決定者Dについての5、6月分の授業料 19,200円 (5、6月分についての調定控除の遺漏)

(3) 平成18年7月3日付け免除決定者Eについての7、8月分の授業料 19,200円

(4) 平成18年10月13日付け免除決定者Fについての10月分の授業料 9,600円

3 4月時点での休学者Gほか4名の休学者について、4月分の授業料の調定基礎員数に含めたままで、かつ46,500円を誤って48,000円と算定して歳入の調定を行い、その後、減額調定を行っている。

〔是正・改善等の意見〕

歳入の調定事務に当たっては、内部チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

(安積高等学校)

・支出事務において内部牽制が機能していない。

〔事実〕

1 御館分校敷地賃借に係る土地賃借料支払い洩れによる翌年度予算の支出

分校敷地の賃貸人から平成17年度分の土地賃借料313,397円の請求が平成18年4月20日付けでなされたが、契約により請求から30日以内に支払うべきところ、支払手続を行わないまま出納整理期間を経過したため、平成17年度予算による支払いが不能となり、平成18年度予算による追加配分を受け、過年度支出分として平成18年7月31日に支出している。

2 交際費支出及び常時資金不用残戻入洩れによる翌年度予算の処理

平成17年度に発生した交際費2件16,800円 (H17. 11. 19請求の8,400円とH18. 3. 18請求の8,400円) を支払手続をしないまま出納整理期間を経過したため、当該年度予算による支出が不能となり、平成18年度予算による追加配分を受けて支払った。また、これに関連して常時資金用預金口座の不用残額3,200円を平成17年度出納整理期間までに県の一般会計への戻入手続を怠ったため、年度を越えた平成18年7月7日に平成18年度の雑入として一般会計に戻し入れている。

〔是正・改善等の意見〕

会計に関する事務執行に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、事務の進捗管理と点検確認を行い、内部牽制体制の強化を図る必要がある。

・職員手当の支給に適切でないものがある。 (安積高等学校)

〔事実〕

1 教員Aに係る通勤手当について、運賃等の負担額の変更に伴う通勤届が提出されていたものの認定手続が行われていないため、過支給となっている。

また、高速自動車国道等利用職員にあつては、1か月のうち、利用しない日数が7日を超えるときには、高速自動車国道等利用料金を支給しないことになっているにもかかわらず、領収書の提出がなく利用回数等の確認がなされていないため、過支給となっている。

正当支給額 464,078円 (5月～11月) 既支給額 673,050円 (5月～11月) 過支給額 208,972円

2 教員Bに係る通勤手当については、勤務実績がないにもかかわらず支給したため、過支給となっている。

正当支給額 0円 既支給額 15,000円 過支給額 15,000円

3 前回の監査で口頭指導した平成17年度の特種勤務手当に係る不足支給(6,400円)について、今回の監査時まで処理されていない。

〔是正・改善等の意見〕

職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、適正に行うこと。また、事務処理を適時適切に行うとともに、チェック体制を確立すること。 (いわき光洋高等学校)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・平成17年度の旅費の不足支給 (5,850円) が是正されていない。 (福島商業高等学校)

・通勤手当が過支給及び、不足支給 (過支給1,715円、不足支給9,446円) になっている。また、扶養手当が不足支給 (40,000円) 、特種勤務手当が不足支給 (11,400円) になっている。 (福島商業高等学校)

・育成生について、生産台帳及び出納簿を作成していない。 (福島明成高等学校)

・行政財産使用許可に係る使用料について、調定時期が1か月以上遅延している。また、行政財産使用許可に係る管理経費について、請求の都度直ちに調定すべきところ、まとめて調定している。 (二本松工業高等学校)

・高等学校授業料の減額調定を1か月以上遅延している。 (安積高等学校)

・高等学校授業料について、納期限を3か月以上遅延しているもの (37件402,300円) がある。 (安積高等学校)

- ・授業料免除決定の通知を校長の決裁を受けずに行っている。また、免除決定に際し所得証明書等の提出がないまま決定し、又は、証明年月日前に遡及して免除決定を行なっている。(安積高等学校)
- ・週休日の振替に適切でないものがある。また、特殊勤務手当が不足支給(16,000円)になっている。(安積高等学校)
- ・扶養手当が、不足支給(15,000円)になっている。また、通勤手当が過支給(5,808円)になっている。(あさか開成高等学校)
- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(光南高等学校)
- ・特殊勤務手当が不足支給(74,800円)になっている。(光南高等学校)
- ・行政財産使用許可に係る管理経費について、調定時期及び調定額の算出に適切でないものがある。(埴工業高等学校)
- ・前回の定期監査で口頭指導されたにもかかわらず、平成18年度においても特殊勤務手当が不足支給が(5,300円)になっている。(埴工業高等学校)
- ・高等学校授業料について、入学許可日に免除決定を行い5名分の調定を行っていない。(会津工業高等学校)
- ・高等学校授業料の4月1日の調定において、免除の決定前にもかかわらず、免除を見込んで9名分を調定していない。(喜多方東高等学校)
- ・高等学校授業料の26名分の免除決定を前年度の3月に行い4月1日に調定を行っていない。また、入学許可日に免除決定を行い12名分の調定を行っていない。(猪苗代高等学校)
- ・高等学校授業料について納期限を3か月以上遅延しているもの(38件447,500円)がある。(会津農林高等学校)
- ・高等学校授業料について、入学許可日に免除決定を行い9名分の調定を行っていない。(会津農林高等学校)
- ・通勤手当の経路の認定に適切でないものがある。(いわき光洋高等学校)
- ・平成18年度に購入したパソコン(3台)について、物品管理簿の整理及び標識の貼付がなされていない。(いわき光洋高等学校)
- ・土地使用料について、調定が1か月以上遅延している。(湯本高等学校)
- ・劇物について、消耗品出納簿への記帳整理がなされていない。(湯本高等学校)
- ・職員の代休日について、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日を超えて指定している。(遠野高等学校)
- ・検定試験に係る行政財産使用許可について、当該この使用許可申請者となれないPTAに対して許可を行い、建物使用料を免除し、かつ、管理経費を徴収していない。(小高工業高等学校)
- ・新幹線鉄道等利用職員について、通勤用新幹線定期券(PREX)等の提出を求め記載内容を確認するとともに、当該PREX等の写しを保存することになっているにもかかわらず、写しを保存していない。(郡山萌世高等学校)
- ・通勤手当が過支給(28,963円)になっている。また、特殊勤務手当が過支給

- (15,300円) になっている。(郡山萌世高等学校)
- ・通勤手当が不足支給(15,000円) になっている。また、特殊勤務手当が過支給(6,800円) になっている。(あぶくま養護学校)
- ・臨時労務員の賃金が、過支給(19,500円) になっている。(あぶくま養護学校)
- ・通勤手当が不足支給(15,000円) になっている。(西郷養護学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 警察本部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
福島北警察署	平成19年3月7日	青木 稔	音高 純夫	平成19年1月31日
川俣警察署	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	平成19年2月8日
二本松警察署	平成19年3月7日	青木 稔	音高 純夫	平成19年1月30日
郡山北警察署	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	平成19年2月7日
須賀川警察署	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	平成19年2月6日
石川警察署	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	平成19年2月7日
棚倉警察署	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	平成19年2月1日
いわき東警察署	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	平成19年2月9日
いわき南警察署	平成19年2月8日	渡部 勝博	音高 純夫	平成19年1月12日
富岡警察署	平成19年3月7日	渡部 勝博	高野 宏之	平成19年1月31日
浪江警察署	平成19年3月7日	青木 稔	高野 宏之	平成19年2月1日
相馬警察署	平成19年3月7日	渡部 勝博	音高 純夫	平成19年2月8日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導し

た。
 指導事項
 ・ 高齢歩行者等対象交通安全業務委託について、予定価格を決定せず、見積りを徴しないままに随意契約をしている。(石川警察署)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

監査公表第8号

平成19年2月9日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成19年5月11日

福島県監査委員	青木 稔 博 様	福島県監査委員	音高 純 夫
福島県監査委員	渡部 高 純 夫	福島県監査委員	高野 宏 之
福島県監査委員	音高 純 夫	福島県監査委員	高野 宏 之
福島県監査委員	高野 宏 之	福島県知事	佐藤 雄 平 閣

定期監査の結果に係る措置状況について (通知)

平成19年1月31日付け18福監第147号により報告のあった定期監査の結果に關しては、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
 総務部 (人事領域)
- 2 指摘・検討事項及び措置の状況について

指 摘 ・ 検 討 事 項	措 置 状 況
○ 検討事項 ・ 旅費 (日当) の支給について、検討すること求めた。 県外に居住する者が、県内100km以	今回問題提起された点については、 現行制度における県内・県外での基点 の捉え方の違いから生じたものであり、

上の旅行をする場合において、旅行命令が要登庁の場合の日当は1,300円なのに對し、要登庁の命令がない場合は県外旅行と同様に2,600円の日当が支給されるのは合理的ではないので、旅費 (日当) 支給について検討を要する。

・通勤手当の返納事務の取扱いについて、検討することを求めた。

交通機関等を利用して通勤する者に対する通勤手当の認定は、定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合は、発行されている定期券の最長通期期間に相当する期間に對応する運賃相当額等の額で認定している。

通勤手当が支給されている職員は、認定された最長の定期券以外の定期券等で通勤することも認められおり、その職員が支給要件を具備するかどうか、毎月、定期券等の提示を求め、通勤事情の確認を行うことになっている。

職員が支給単位期間中に通勤経路の変更等が生じた場合は、通勤手当の返納を行うことになるが、返納額は交通機関等に係る返戻金相当額により算出している。交通機関としてバスを利用し、最長の定期券以外の定期券等を購入した職員が、支給単位期間中に通勤経路等の変更を行った場合、最長の定期券の払戻しをしたものとして得られる額を返戻金相当額として返納することになるが、県内のバスの定期券の返戻金は、往復料金に使用日数を乗じて得られた額に手数料を加えた額で計算するため、返納額が定期券等の未購入額より、大幅に少なくなる傾向にある。

また、定期券の未購入分が当該職員のもとに残るにもかわらず、新たに

旅行命令に應じて異なることはやむを得ないものと考えております。
 なお、日当の取扱いを含め旅費制度全般については、今後検討していく必要があると考えております。

バスを利用する職員の通勤手当の払戻金相当額の取扱いについて、他の交通機関を利用する職員との均衡を考慮し、バスの定期券の払戻金相当額の計算方法の改正を行い、各公署に通知いたしました。(平成19年2月27日付け18人第5165号人事グループ参事通知。)

[改正内容]

バスの払戻金相当額は、通勤手当の返納事由発生日現在の次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定める計算方法により算出する。

- (1) 支給単位期間に相当する通期期間の定期券 (以下「最長の定期券」という。) を現に購入している場合
 払戻金相当額＝最長の定期券の払戻額

- (2) (1)以外の場合
 ア 3箇月定期券を現に購入している場合
 (イ) 経過期間が1箇月又は2箇月の場合
 払戻金相当額＝最長の定期券の払戻額

- (3) 経過期間が3箇月の場合
 払戻金相当額＝最長の定期券の払戻額

- (4) 経過期間が4箇月又は5箇月の場合
 払戻金相当額＝最長の定期券の払戻額

- (5) 経過期間が6箇月又は7箇月の場合
 払戻金相当額＝最長の定期券の払戻額

- (6) 経過期間が8箇月又は9箇月の場合
 払戻金相当額＝最長の定期券の払戻額

- (7) 経過期間が10箇月又は11箇月の場合
 払戻金相当額＝最長の定期券の払戻額

認定した通勤経路で通勤手当が支給されることになっている。
交通機関としてバスを利用した職員
のこのような返納事務の取扱いは、他の交通機関を利用した場合に生じる返納額と比較して、著しく均衡を欠く取扱いとなっており、返納額の算出方法の見直し等について検討を要する。

・高速自動車国道等利用職員の通勤手当の調整方法について、検討することを求めた。

通勤手当の支給に当たり、高速自動車国道等利用職員が、通勤に高速自動車国道等を利用しない日数が1月の勤務を要する日数の7日を超えるときは、その月の翌月から高速自動車国道等利用職員以外の職員とした場合の通勤手当を支給し、高速自動車国道等を利用しない日数が1月の勤務を要する日数の7日以内となったときは、その月の翌月から高速自動車国道等利用職員とした場合における通勤手当を支給することになっている。

しかしながら、人事異動の遠隔地調整等により翌月から通勤経路の変更が確実となった高速自動車国道等利用職員が、高速自動車国道等を利用しない日数が1月の勤務を要する日数の7日を超えた場合、現在の規程では通勤手当の調整を行うことができなくなっている。

このように通勤経路の変更が確実となった後、特段の事情がなく高速自動車国道等を利用しない日数が1月の勤務を要する日数の7日を超えた職員の通勤手当の調整を行わないことは、他の高速自動車国道等利用職員との均衡

の価額一（3箇月定期券の価額
十（3箇月定期券の価額一3箇
月定期券の払戻額）
イ 予以外の場合

払戻金相当額＝最長の定期券の
価額一1箇月定期券の価額×経過
期間
【適用日】
平成19年3月1日

通勤手当の支給等に関する運用基準の一部改正を行い、各公署に通知いたしました。（平成19年2月27日付け18人第5164号人事グループ参事通知。）
【改正内容】

高速自動車国道等利用職員が、異動等に伴い次の支給単位期間（翌月）から通勤手当の認定が変更されること等により、1箇月における高速自動車国道等を利用しない日数が所定の日数を超えた場合に、翌月に高速自動車国道等利用職員以外の職員とした場合における通勤手当額を支給する調整がでないこととなる場合は、当該支給単位期間（当月）に支給した手当額のうち、高速自動車国道等利用職員とした場合における通勤手当額と高速自動車等利用職員以外の職員とした場合における通勤手当額の差額を返納することとする。
【適用日】
平成19年3月1日

を失っており、通勤手当の調整方法について検討を要する。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
総務部（文書管財領域（医科大学））
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 ・ 検 討 事 項	措 置 状 況
<p>指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品の管理に適切でないものがある。 <p>「事実」</p> <p>備品現況調査において、現物照合の結果が「無」で報告された備品について、十分な追跡調査が行われていない。</p> <p>「是正・改善等の意見」</p> <p>物品の管理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>公立大学法人福島県立医科大学に対し、監査結果の趣旨を踏まえた事務の点検及び改善を依頼しました。</p> <p>医科大学からは、平成18年8月の備品現況調査において存在が確認できなかった88件の備品について、11月に再度追跡調査を実施し、28件については備品が確認されたので備品有りの取扱いをし、残り60件の備品については、破損により廃棄したなどの事由が確認されたため台帳から削除するなど、適正な備品管理に努めた旨の報告がありました。</p> <p>なお、今後とも、適切な事務執行の指導に努めて参ります。</p>
<p>○ 検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要物品の契約事務について検討することを求めた。 <p>福島県立医科大学医学部教育用及び医療用機器購入機種選定委員会等で機種の選定が行われた教育研究用及び医療用機器のうち、県内総代理店が指定されている機器については、単独随意契約により購入業者を決定しているが、県外業者を含め機器の納入ができる業者の調査を行い、入札の実施等競争性</p>	<p>公立大学法人福島県立医科大学に対し、監査結果の趣旨を踏まえた事務の点検を依頼しました。</p> <p>医科大学からは、機器購入における競争性の確保を図るよう入札方法の検討を行い、県内総代理店以外の業者も指名して競争入札を実施するなど、入札の透明性、競争性の確保に努めた旨の報告がありました。</p>

の確保を図る方法を検討する必要がある。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
生活環境部 (県民安全領域)
- 2 指摘・検討事項及び措置の状況について

指 摘 ・ 検 討 事 項	措 置 状 況
<p>指摘事項 ・職員手当及び旅費の支給に適切でないものがある。</p> <p>【事実】 職員手当及び旅費の支出について、下記のとおり不足払いがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員Aに対する住居手当について、4月～12月まで、3,500円のところ2,500円を支給していた。不足支給額8,968円 2 超過勤務手当について、過支給2名、不足支給21名分の支給誤りがあった。不足支給額128,880円 (過支給額3,317円、不足支給額132,197円) 3 特殊勤務手当について、4名分の支給漏れがあった。不足支給額1,400円 4 旅費の夜間帰着の加算日当について15名分の支給漏れがあった。 <p>旅行時期 平成17年5月27日ほか、 用務地 東京都特別区ほか 帰着時間 午後7時50分ほか、 不足支給額 24,700円</p> <p>【是正・改善等の意見】 職員手当及び旅費の支出に当たっては、関係規程等により適正に行うとともにチェック体制を確立すること。</p>	<p>指摘事項につきましては、精査の上、平成18年12月28日までに追給及び返納処理を行いました。</p> <p>なお、職員手当及び旅費の支出に当たりましては、関係規程等に基づき適正な支給に努めるとともに、支出時に、超過勤務命令簿、特殊勤務手当実績・整理簿、旅行命令書、復命書等の関係書類と突合のうえ確認し、これを複数の職員でチェックするなど、適正な執行に努めて参ります。</p>

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
保健福祉部 (自立支援領域)
- 2 指摘・検討事項及び措置の状況について

指 摘 ・ 検 討 事 項	措 置 状 況
<p>指摘事項 ・文書の管理に適切でないものがある。</p> <p>【事実】 社会福祉施設整備資金利子補給事業に係る債務負担行為調書及び事業承認申請書等関係書類が紛失している。</p> <p>紛失した債務負担行為調書等は以下のとおりであるが、利子補給事業は最長平成34年度まで続き、今後の支払事務において出納機関の確認に支障が生じる恐れがあり、事務事業の執行において重大な影響を及ぼす可能性がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成5年度議決分 債務負担限度額 8,691,000円 利子補給期間：平成5～21年度 2 平成8年度議決分 債務負担限度額 53,647,000円 利子補給期間：平成9～27年度 3 平成9年度議決分 債務負担限度額 11,090,000円 利子補給期間：平成11～29年度 4 平成14年度議決分 債務負担限度額 17,585,000円 利子補給期間：平成16～34年度 <p>【是正・改善等の意見】 文書の管理に当たっては、事務事業の執行に影響を及ぼさないよう、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>紛失した債務負担行為調書等を見するため、再度、部内及び出納局において確認をいたしました。発見には至りませんでした。</p> <p>引き続き、当該書類の発見に努めることといたしますが、発見に至らなかった場合においては、担当グループが保管している債務負担行為の根拠となる書類を代わりに添付することにより、支払事務に支障がないようにいたします。</p> <p>今後とも、文書の管理に当たっては、事務事業の執行に影響を及ぼすことがないよう、福島県文書等管理規則第4条及び第23条の規定に基づき、適正に行なって参ります。</p>

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
土木部（道路領域）
- 2 指摘・検討事項及び措置の状況について

指 摘 ・ 検 討 事 項	措 置 状 況
<p>○ 検討事項</p> <p>・ 契約の事務手続について検討することを求めた。</p> <p>各建設事務所において委託契約している橋梁点検業務及びトンネル点検業務については、本庁からの通知に基づき、NPO法人を対象に業務受託の意向を確認して委託の対象者を選定しているが、結果として業務受託可能な法人は1法人のみであったことから、当該法人と随意契約を締結している。</p> <p>しかしながら、当該業務は一般の建設コンサルタントにおいても受託可能であり、NPO法人のみを対象として受託者の選定を行うだけの理由がないため、業務の発注方法及び契約の事務手続等に検討を要する。</p>	<p>本業務の委託に際しては福島県新長期計画の重点施策の一つとして掲げる、ボランティアやNPO等、多様な主体の参加と連携による地域づくりを積極的に展開するため、道路など社会資本においても地域住民やNPOとの協働・連携して対応することが背景にあって、原則NPO法人に委託するものとしたところであります。</p> <p>委託先の選定にあたり、複数のNPO法人から受託候補者を選定しましたが、業務の内容から結果的に特定のNPO法人との随意契約となりました。</p> <p>当該業務は民間コンサルタントでも受託可能なことから、今後は競争入札とし、透明性や競争性を確保するよう努めて参ります。</p>
<p>・ 道路補修工事的路上再生路盤工事について検討することを求めた。</p> <p>路上再生路盤工事は、路上において既設アスファルト混合物を現位置で破碎し、同時にこれをセメントやアスファルト乳剤等の路上再生路盤用添加材料と既設粒状路盤材等とともに混合し、締固めて安定処理した路盤を新たに作るもので、舗装廃材をほとんど発生させることなく、</p>	<p>道路補修工事的路上再生路盤工事の実施に当たっては、舗装廃材を発生させないことを基本としていますが、オーバervレーン等を繰り返した結果、既存のガードレール、歩車道境界フロッツ等との高さが確保できていない箇所や宅地の進入路等、高さの調整が避けられない箇所があります。</p>

既設舗装をそのまま有効利用できる舗装廃材の再生利用方法である。

平成17年度、県内において路上再生路盤工事を47箇所実施、13箇所についてはそのまま利用しているものの、残る34箇所については舗装廃材を出している。

廃材の総量は12,263tに及び、工事現場内および近傍工事での再利用量を4,048tを除く8,215tについては、産業廃棄物として施設へ搬送処分している。

このため、路盤補修工としての同工法の採用や、やむを得ず生ずる舗装廃材の現場内及び近傍での再利用を含めた統一した処理方針について、検討を要する。

これらの箇所については、発生する舗装廃材の現場内及び近傍地における再利用を検討し、積極的にその活用に努めてまいりました。

今後とも、産業廃棄物の減量と有効利用を推進し、更なるコスト削減を図るため、工法の選定や舗装廃材の処理の考え方とともに、有効利用に関する事前の情報収集及び関係機関との調整等を十分に実施することについて、全担当者が共通認識を持つて取り組めるよう会議等の場を通じて周知して参ります。

監査公表第9号

平成19年2月9日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成19年5月11日

福島県監査委員 音 高 純 夫
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 18教総第1241号
 平成19年3月28日

福島県監査委員 青 木 勝 博 様
 福島県監査委員 渡 部 純 夫
 福島県監査委員 音 高 純 夫
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 ㊟

定期監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成19年1月31日付け18福監第147号により報告のあった定期監査の結果については、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象公所（検討2件）
教育総務領域（検討）
生涯学習領域（検討）

教育振興領域（検討）
2 検討事項及び措置の状況について
別紙のとおり

（別紙）

検 討 事 項	措 置 状 況
<p>○検討事項 （管理） 校長公舎の入居管理について検討することを求めた。</p> <p>（検討すべき事項） 校長公舎については、職員調査日現在において69戸のうち6戸が未入居となっており、うち未入居期間が2年半が1戸、1年半が1戸、半年が4戸となっている。そのうち、2戸については公舎の敷地を賃借していることから土地の賃借料を毎年支払い続けていること、校長公舎の効率的かつ有効的な活用と不必要な支出の削減の観点から、管理方針について検討する必要がある。</p>	<p>管理職公舎については、学校事故などの緊急時に円滑かつ適切に対応できるように在勤地の近隣にその整備を図ってきたところであるが、近年、通信・交通事情や住宅事情等の改善により、緊急時に短時間に対応することが可能となり、公舎に入居しない校長等が増えている状況にある。また、公舎の老朽化により、管理経費が増嵩し、財政状況が年々厳しい状況にある。このような状況を踏まえ、管理職公舎の維持管理や整備等について方針を定め、各県立学校長及び管理する教育事務所に通知したところである。</p>

（別紙）

検 討 事 項	措 置 状 況
<p>○検討事項 （事務事業執行） 衛生委員会の開催に係る事務の執行状況について、検討することを求めた。</p> <p>（検討すべき事項） 常時50人以上の労働者を使用する事業場は、労働安全衛生法及び同法施行令の規定</p>	<p>衛生委員会の開催が必要な所属については、従来から年度途中で衛生委員会の開催を徹底するよう通知を行っていますが、さらにその開催を徹底するため、下記により対応します。</p>

（別紙）

により、衛生委員会を設けることになっており、このため教育委員会においても77の県立学校に同委員会を設置している。

衛生委員会の委員の中には、同法の規定により産業医を含めなければならず、教育委員会は産業医が同委員会に出席する際の謝金（年2回分）を予算措置し、各県立学校等に配分している。

ところが、平成17年度の各県立学校の予算の執行状況について見ると、謝金の受け取りを辞退したケースを除き、全体で290,000円が執行されずに残っており、このことから衛生委員会を年2回開催していない県立学校等が存在していることが判明した。

これは、各県立学校等においては衛生委員会開催の必要性について深く認識していなかったこととともに、教育委員会においても衛生委員会の開催を促す通知を出しているものの、その後のフォローアップが不十分であったことに起因している。

このため、今後各県立学校等において衛生委員会が確実に実施されるための指導方法について検討する必要がある。

<p>1 衛生委員会開催予定（結果）の把握 平成18年11月7日付けで、衛生委員会開催徹底通知を行った際、開催が必要な所属に対し平成18年度の衛生委員会開催計画（結果）の提出及び開催に伴う産業医報償費の支出命令書写し添付を求める通知をいたしました。この結果、該当する所属から順次その報告を受けています。</p> <p>2 衛生委員会開催報告がない場合の対応 上記報告を集約した一覧に基づき、開催予定日から一定期間が経過しても所定の衛生委員会開催報告がない所属に対しては、福利厚生グループより該当所属に対して確認を行い、① 委員会開催済みの場合は開催報告書及びその報償費の支出命令書写しの提出を求め、 ② 未開催の場合は、変更した開催予定日を確認の上、再度、変更予定日以後一定期間後に開催の有無について確認を行っています。</p> <p>なお、次年度以降についても、上記平成18年11月7日付けの通知により、年度当初に衛生委員会開催計画提出を求めており、福利厚生グループであらかじめ各所属の開催日程を把握した上、各所属の開催状況について把握するよう、同様の処理を行います。</p>	<p>（別紙）</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

検 討 事 項	措 置 状 況
---------	---------

<p>○検討事項 (補助事業等) 委託料の概算払いについて検討することを求めた。</p> <p>(検討すべき事項) 埋蔵文化財調査委託料については、当初760,944,450円の契約を2度の変更契約を経て662,139,450円とし、平成17年4月20日より6回に分けて概算払いを行っている。</p> <p>埋蔵文化財調査委託契約第6条第2項による毎月の経理状況報告をみると、月々の変動はあるものの、かなり多額の資金滞留が見られる。</p> <p>埋蔵文化財の発掘調査は人件費が大部分を占め、その支払いに当てるため概算払いの必要性は認められるにしても、多額の資金滞留は経済的な運営とはいええず、適切な概算払いの時期、金額について検討を要する。</p>	<p>埋蔵文化財調査委託料の概算払いについては、資金滞留が発生しないよう時期及び金額を見直します。平成19年度分については、委託契約書に定める概算払いの時期及び支払金額を、事業団の過去4年間の支払実績に基づき、以下のように改めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成17年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 4月 9.90% → 4月 3.00%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 5月 11.42% → 5月 6.00%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 6月 9.00% → 6月 11.00%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 7月 30.10% → 7月 25.00%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 10月 24.46% → 10月 20.00%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ 2月 15.12% → 1月 15.00%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 2月 15.12% → 1月 20.00%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成17年度	平成19年度	① 4月 9.90% → 4月 3.00%		② 5月 11.42% → 5月 6.00%		③ 6月 9.00% → 6月 11.00%		④ 7月 30.10% → 7月 25.00%		⑤ 10月 24.46% → 10月 20.00%		⑥ 2月 15.12% → 1月 15.00%		⑦ 2月 15.12% → 1月 20.00%	
平成17年度	平成19年度																
① 4月 9.90% → 4月 3.00%																	
② 5月 11.42% → 5月 6.00%																	
③ 6月 9.00% → 6月 11.00%																	
④ 7月 30.10% → 7月 25.00%																	
⑤ 10月 24.46% → 10月 20.00%																	
⑥ 2月 15.12% → 1月 15.00%																	
⑦ 2月 15.12% → 1月 20.00%																	

(別紙)

<p>○検討事項 (事務事業の執行) 保守管理業務委託について、検討することを求めた。</p> <p>(検討すべき事項) 県立高等学校の校内LANシステム機器保守管理業務委託において、業務仕様書では、ネットワーク監視サーバ及びデータベースサーバの障害時の対応については、適時現地においてはメ</p>	<p>保守管理業務委託の障害時対応について、平成19年度以降は、障害があった都度費用負担するよう契約の内容を改めます。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

ンテナンスを行うことになっており、積算上各校それぞれ月1回、全体で972回分を見込んでいます。

しかしながら、その実績は全体で92回と積算回数を大幅に下回っているが、当初の契約額が支払われている。

このため、障害の発生頻度を把握した上で、適切な積算を行うとともに、メンテナンスの実績に応じて費用負担するよう契約条項の整備や契約の方法等について検討を要する。

1 業務委託契約学校数	81校
2 契約総額	65,819,880円
3 サーバの障害時メンテナンス分の積算額	15,357,600円
(1回当たりの積算額)	15,800円

監査公表第10号

平成19年2月9日監査公表第2号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成19年5月11日

福島県監査委員 青木 勝博 様	福島県監査委員 菅高 純夫
福島県監査委員 渡部 純夫	福島県監査委員 高野 宏之
福島県監査委員 音高 純夫	
福島県監査委員 高野 宏之	福島県教育委員会委員長 岡

定期監査の結果に係る措置状況について (通知)

平成19年2月6日付け18福監第150号により報告のあった定期監査の結果に關しては、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

教育振興領域

(別紙)

検 討 事 項	措 置 状 況
<p>○検討事項 (工事) 対象工事名：富岡高校新体育館その他工事</p> <p>体育館の内壁に木製ルーバーを設置することについて、検討を求めた。</p> <p>(検討すべき事項) 木製ルーバーの必要性について、①内壁の吸音性を検討した結果必要である、②木質化することで学校の要望である「癒しの空間」づくりをするため必要である、③県産材の杉板を使用することで地産地消を図るため必要である、④内壁にあたる光の状態により変化するためルーバーの「光と影」を演出するため必要である、としている。</p> <p>しかしながら、①については、木製の吸音板を使用すれば足りること、②については、木仕上げが十分にされておき、ルーバーがなくても「癒しの空間」になること、③については、地産地消とはいえ材料費が約300万円、ルーバーの取付手間が700万円となっており、手間代のウエイトが遙かに高く、飾りのために1,000万円をかけてそれだけの効果があるのか疑問であること、④の「光と影」について、学校は、体育館は主としてバドミントンの練習に使用するため人工照明によって明るさを確保し、不要な影が生じないよう窓のない体育館を要望していた。</p> <p>以上のことから、体育館内部木仕上げの上に更に木製ルーバーまでを設置することについて検討を要する。</p>	<p>本施設の仕上げ材料を選定する場合は、その材料に求められる機能性、デザイン性、コスト面を考慮するとともに、地産地消にも配慮し、総合的に決定することとしている。</p> <p>木製ルーバーの設置について検討した結果、①、②、④については、木製の吸音板を使用すれば足りるが、単調なブリーチ空間を避けるため、体育館正面の壁についてはデザイン性を重視する必要があることから、地産地消にも配慮し、吸音性能のあるルーバー仕上げとしたい。なお、体育館東面のルーバー(100㎡)については、コスト削減により、取り止め。③については、東面の壁のルーバー取り止めと、正面ルーバーの取付方法を埋木処理から釘打ちにすることによりコスト削減を図り、全体として230万円の削減を行った。</p>

教育振興領域

(別紙)

検 討 事 項	措 置 状 況
<p>○検討事項 (契約) 対象工事名：会津学鳳高等学校・中学校校舎等整備工事</p> <p>体育施設棟の仕上げ材料に検討を求めた。</p> <p>(検討すべき事項) 体育施設棟のホール用トイル・シヤワー室の床、壁及び屋外用トイルの壁に御影石の石貼り仕上げを行う設計である。石貼りとする理由として、①自然素材への愛着心の創出。学校を大切に使うと言った意識の高揚のため。②弓道や、なぎなた等の伝統競技に相応しい格式を備え、学校開放も考慮しているため。③タイル等の仕上げと比較し、耐久性が高く、衛生的で維持管理の面で有利であるため。④中高一貫の新しいタイアの学校の特色づけをするため必要であるとしている。</p> <p>しかしながら、①については、タイル等でも自然素材であること。また、学校を大切に使う意識は物質によってではなく、心の教育によって育まれるものと考えられること。②の伝統競技については、建物の仕上げで格式を表面的に表現するのではなく、生徒の内面的・精神的成長のため質素な材料の方が効果があるように考えられること。③の耐久性について、通常学校は築後30年程度経過すれば、仕上げ材におい</p>	<p>本施設の仕上げ計画では、機能(耐候性、耐久性)及びコストを考慮するとともに地産地消にも配慮しています。</p> <p>学校施設の中で最も衛生上の配慮が必要とされ、生徒が日常的に使用するトイル等の仕上げ材に自然石を使用することは、中高一貫の新しいタイアの学校における教育の一環として、「自然材料を使用することによる自然素材への愛着心の創出」[学校を清潔に大切に使うという意識の高揚]など、情操教育に寄与するところが大きいと判断し、計画にあたり県産の自然石を採用したものであります。</p> <p>しかしながら、体育施設棟のトイル・シヤワー室等の仕上げについて、さらなるコスト削減を図るため、床・壁の石貼り仕上げをタイル仕上げへと見直します。</p>

てもなんらかの補修工事が必要となる。その場合、コストのかからない材料の方が有利であること。④については、学校への特色づけのため、タイルを使用した通常の学校の仕様と比較し、720万円出費が増加する。

以上のことから、学校施設である体育施設棟のトイレ・シャワー室等の石貼り仕上げについて真に必要なのか検討を要する。

監査公表第11号

平成19年2月9日監査公表第2号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成19年5月11日

福島県監査委員 青木 勝 稔
 福島県監査委員 渡部 高 純
 福島県監査委員 音高 純 夫
 福島県監査委員 高野 宏 之
 福島県公安委員会委員長 田

福島県監査委員 青木 勝 稔
 福島県監査委員 渡部 高 純
 福島県監査委員 音高 純 夫
 福島県監査委員 高野 宏 之

福島県公安委員会委員長 田

定期監査の結果に係る措置状況について (通知)

平成19年2月6日付(け)18福監第150号により報告のあった定期監査の結果に関しては、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象部署 警察本部警備部会計課
- 2 検討事項及び措置状況 別紙のとおり (別紙)

検 討 事 項 措 置 状 況

<p>○検討事項 (工事)</p> <p>工事の設計に検討を要するものがある。</p> <p>(検討すべき事項)</p> <p>庁舎の改修設計において、ユニバーサルデザインに配慮して受付にローカウンターを設置する計画であるが、車椅子使用者が更にご利用しやすくするため、カウンターの改善について検討を要する。</p> <p>また、玄関の車寄せから建物へのアプローチ通路に段差があり、高齢者や車椅子利用者の障害となることも懸念されることから、段差の解消についても検討を要する。</p> <p>工事名 会津若松警察署大規模改修工事</p>	<p>(カウンター改善関係)</p> <p>車椅子利用者が更にご利用しやすいよう、ローカウンターの位置をより出入口に近い場所に配置し、カウンターの下部空間を高さ60cm、奥行き45cm以上取れるようカウンターを改善する。</p> <p>(アプローチ段差解消関係)</p> <p>玄関の車寄せから建物へのアプローチ通路の段差9cmについては、車寄せの幅員5mの長さを利用して、スロープ勾配が2/100(2%)程度となるように段差部分にすりつけをしてスロープを設置し、段差の解消を図る。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

